

所掌事項

市長の諮問機関として、宮古市の総合的な計画の策定に関し、基本構想及び基本計画の基本的事項について審議する。

設置根拠

宮古市総合計画審議会条例第1条

設置年月日

H17.6.6

委員定数

30人以内（未選任）

委員任期

審議終了まで

現任委員発令日

—

現任委員任期満了日

—

担当課

企画部企画課

TEL : 0193-62-2111 内線 4611

FAX : 0193-63-9114

E-mail : kikaku@city.miyako.iwate.jp

備考

委員は審議の都度任命